基本方針２　循環型社会づくり

ものを大切にして循環型社会を実現する

〔将来像〕

一人ひとりが、ものを大切に長く使い、詰め替え商品を選ぶなど本当に必要なものを必要な量だけ使う暮らし、資源を大切にする暮らしを実践し、１人１日当たり１００ｇのごみ減量を達成します。

さらに、区民、事業者等と一体となって、限りのある資源を有効活用するとともに、廃棄物の発生を抑制し、快適で誇りのもてる循環型のまちを実現します。

〔取組方針〕

こうした将来像を目標に、ごみをつくり出さないための工夫や意識を区民や事業者と共有し、自主的な取組を促していきます。

（イラストはイメージです）

指標の評価

☺：目標値を達成　😐：目標値に近づいている　☹：目標値に近づいていない　－：現状値を把握していない

指標項目	基準年度	基準年度末時点実績値	２０１７（平成２９）年度末実績値	目標	評価
成果指標					
ものを大切にする行動を行っている人の割合	2016	91.8%	92.5%	増加	😐
関係計画に基づく成果指標※1					
１人１日当たりごみ量	2014	549ｇ	523ｇ	451ｇ 2025（平成37）年度まで	😐
リサイクル率	2014	27.5%	26.2%	31.7% 2025（平成37）年度まで	☹
取組点検項目					
子どもたちへの環境学習※2実施回数（☆）	2017	31回	31回	現状維持	－
資源回収量（☆）	2014	20,490ｔ	18,745ｔ	増加	☹
事業用大規模建築物の排出指導	2016	11回	34回	現状維持	☺

※1「目黒区一般廃棄物処理基本計画」で定められている指標。
※2 子どもを対象に、資源やごみの適正排出について、スケルトン清掃車やパネルなどを活用しながら清掃事務所で行う事業。

２０１７（平成２９）年度の成果

- 「ものを大切にする行動を行っている人の割合」は、基準年度末実績値とほぼ同水準で推移しており、区民の更なる行動促進に努めていきます。
- １人１日当たりごみ量は、基準年度末時点実績値から２６ｇ減少し、目標値に近づいています。これに対し、リサイクル率は、基準年度末時点実績値から１.３%減少しています。
- 子どもたちへの環境学習実施回数については、区内の保育園や小学校などで資源やごみの適正排出やごみの減量に関する環境学習を３１回実施し、現状を維持しています。
- 資源回収量については、基準年度末時点実績値より減少しており、再生利用可能な資源の分別、集団回収などの取組をさらに進めていくことが必要です。
- ごみの適正処理の推進に向けた、事業用大規模建築物の排出指導については、基準年度末時点の実績値を上回る３４回を実施しました。

施策の目標 2-1　ごみをつくり出さない意識の醸成

施策の進め方

限りある資源を循環させ、廃棄物の発生を抑制する循環型社会を築いていくためには、環境に配慮したさまざまな取組によって、快適で安全な暮らしや事業活動を支えることができるような方策が求められています。

区では、区民一人ひとりが取り組みやすい具体的な行動例として、「めぐろ買い物ルール[4]」を提唱し、ごみをつくり出さない取組を行ってきました。

今後も、ごみそのものの発生を抑えていくために、区民、事業者にごみや環境問題について関心を持ってもらうと同時に、ごみをつくり出さないための工夫や啓発を積極的に行います。

●環境学習等による普及啓発

区は、ごみの発生抑制と再使用の２Ｒに重点を置いた普及啓発を進めています。

２０１７（平成２９）年度は、出前講座（中学校・地域団体２回）、環境学習（保育園、幼稚園、小学校など３１回）、「めぐろ買い物ルールを広める会」との連携事業（講演１回、イベント３回）を実施しました。

このうち、区内の保育園や小学校などの環境学習では、資源やごみの適正排出やごみの減量について、スケルトン清掃車やパネルなどを活用しながら講座を実施しました。

<目黒区のごみ減量キャラクター>

<ごみ減量キャラクターを活用した環境学習>

<紙芝居を使った環境学習>

[4] めぐろ買い物ルール：賢い買い物（スマートショッピング）を区内に広めるためのルールのこと。「１日１回、ノーレジ袋のすすめ」、「バラ売りを選ぼう！」、「詰め替え商品を選ぼう！」、「残さず食べる工夫をしよう！」、「『長く』『繰り返し』を見直そう！」という５つのルールがある。

● **ＰＲ施策による普及啓発**

「資源とごみの分け方・出し方」パンフレット（日本語・英語・中国語・ハングル版）及びチラシなどを作成し、継続的に啓発活動を実施しました。

また、子ども向けや単身者向けパンフレットを作成し、配布しました。

<単身者向けパンフレット>
「LIFE STYLE +3R=ECO」

● **「めぐろ買い物ルール」普及啓発・取組支援**

２００６（平成１８）年度から、ごみを作り出さないために、スマート・ショッピングを区内に広める「めぐろ買い物ルール」を提唱してきました。

「肩の力を抜いて、できるところからまずはスタート」をモットーにこの取組を推進し、ごみを出さない、ものを大切にするライフスタイルへの転換を呼びかけています。「めぐろ買い物ルール」を知ってもらうために、「めぐろ買い物ルールを広める会」による出前講座やイベントなどでの連携を図りました。

◇２０１８（平成３０）年度に実施する主な施策の内容

- ２Ｒ事業の推進や分別徹底について、子ども向け環境学習やチラシ・パンフレットの発行など、さまざまな媒体を利用して普及啓発を進めます。
- 「めぐろ買い物ルール」は区の廃棄物発生抑制策のひとつであるため、引き続き「めぐろ買い物ルールを広める会」との連携により普及啓発を図ります。

トピックス

めぐろ買い物ルール　「めぐろ買い物ルール」は、５つのルールからなります。できることから始めましょう！

施策の目標 2-2　ごみの減量と資源化の推進

施策の進め方

３R[5]（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するためには、大きなコストを必要とする「リサイクル（再生利用）」より前に、まず「リデュース（発生抑制）」と「リユース（再使用）」の２Rを徹底し、ごみを出さないことが大切です。

その上で、再生利用可能な資源（プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん、缶等）の分別、集団回収を進めるとともに、小型家電の回収等による廃棄物の資源化を進めていきます。

●家庭ごみの減量

２０１６（平成２８）年度から、「目黒区一般廃棄物処理基本計画」の取組イメージである、「１人１日当たりごみ量を約１００ｇ減量」の実現に向けた合言葉として、「M（目黒）・G（ごみ）・R（リデュース）・１００ｇ」を掲げ、「MGR１００プロジェクト」によるごみ減量アイデアを募集し、区ホームページで紹介しました。

また、生ごみの減量や可燃ごみに混入している「雑がみ」のリサイクルなどを推進するため、情報チラシを発行し、町会回覧などで協力を呼びかけました。

<情報チラシ>

トピックス

ＭＧＲ１００プロジェクト　MGR100 目黒・ごみ・リデュース・100「1人1日100gのごみ減量」

「目黒区一般廃棄物処理基本計画」では、区民１人１日当たりのごみ量を２０１４（平成２６）年度の５４９ｇから、２０２５（平成３７）年度に４５１ｇに減らすことを目標に掲げています。

この目標を達成するための取組イメージ「１人１日当たり約１００g のごみ減量」に向けて２０１６（平成２８）年度に開始したキャンペーンが「MGR１００プロジェクト」です。

区民が１人１日当たり約１００g のごみを減らすことで、区全体で年間１万ｔものごみ減量（小学校のプールの水３３杯分に相当）につながります。ぜひご参加ください。

ごはん小盛り１膳分

または

紙製手提げ袋２枚分

<１００ｇのイメージ>

WEB　トップページ ＞ くらし・手続き ＞ 自然・環境・ごみ ＞ MGR１００プロジェクト

[5] ３R（リデュース・リユース・リサイクル）：３R（スリーアール）とは、リデュース（発生抑制：ごみの発生、資源の消費をもとから減らす）、リユース（再使用：くり返し使う）、リサイクル（再生利用：資源として再び利用する）のこと。

●資源回収の推進

２００８（平成２０）年１０月から区内全域で、プラスチック製容器包装などの分別回収事業やサーマルリサイクル[6] のプラスチック混合可燃ごみ収集を行ったことにより、燃やさないごみが大幅に減少しました。

一方、資源回収量とリサイクル率については、少しずつですが減少してきています。区民１人１日当たりのごみ量及び資源回収量は、それぞれ５２３ｇ、１８６ｇでした。

<ごみ量・資源回収量の推移>

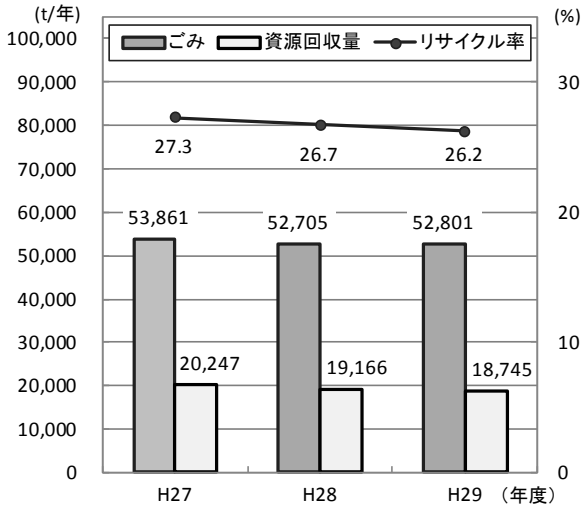

<古紙回収量※の推移>

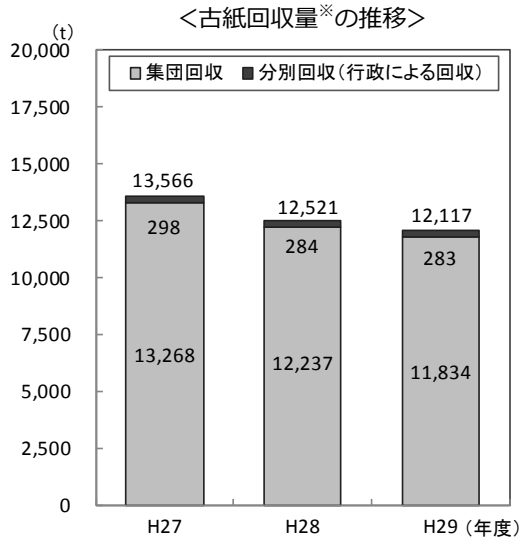

※紙パックを除く。

<集団回収事業と実績>

項目		２０１５（平成２７）年度	２０１６（平成２８）年度	２０１７（平成２９）年度
集団回収活動実施団体への支援（古布・紙パックを含む）	登録団体	２８５団体（８１町会・自治会）	２９６団体（８１町会・自治会）	３１２団体（８１町会・自治会）
	回収量	１３,３０１ｔ	１２,３３７ｔ	１１,９５２ｔ

<びんなどの分別回収量と回収拠点数>

分別回収	２０１５（平成２７）年度	２０１６（平成２８）年度	２０１７（平成２９）年度	増減量（対前年度）
びん	３,０５０ｔ	３,０１６ｔ	３,０１０ｔ	－６ｔ
スチール缶	４０６ｔ	３８６ｔ	３８０ｔ	－６ｔ
アルミ缶	４１８ｔ	４２８ｔ	４３２ｔ	４ｔ
ペットボトル	９７７ｔ	９９８ｔ	１,０３０ｔ	３２ｔ
プラスチック製容器包装	１,６９６ｔ	１,６０９ｔ	１,５４０ｔ	－６９ｔ
回収拠点か所	１８,７３３か所	１９,２１４か所	１９,７５６か所	５４２か所

[6] サーマルリサイクル：廃棄物から熱エネルギーを回収すること。

● ３Ｒによるごみ減量の推進

３Ｒによるごみ減量の推進に当たり、まず「もったいない」意識の向上と環境への理解を深めるため、特にリデュース・リユースの提唱と発信を行っています。

２０１７（平成２９）年度は、目黒区エコプラザなどで、リサイクル着物セール・ミニ食器市・子ども服の交換会を行い、各家庭に眠っている不用品を有効利用することができました。

<リサイクル着物セール>

<子ども服の交換会>

●小型家電等の拠点回収

公共施設などにおいて、乾電池・紙パックの拠点回収を行いました。

また、２０１４（平成２６）年度に使用済小型家電のモデル回収を８か所の拠点で開始し、２０１５（平成２７）年度から１０か所の拠点で本格的に実施しました。

さらに、２０１７（平成２９）年度から、小型家電由来の貴金属を用いて、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルを作成する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しました。

<品目別回収拠点数と回収量>

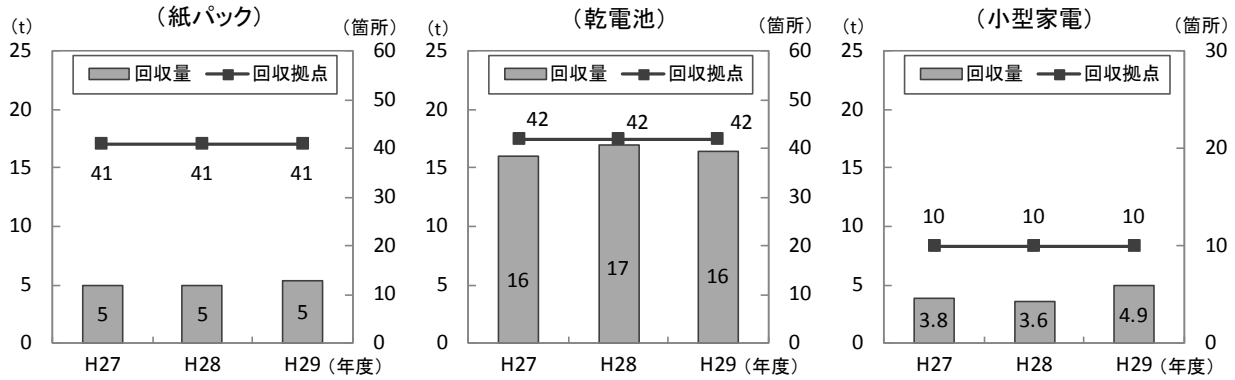

◇２０１８（平成３０）年度に実施する主な施策の内容
・２０１６（平成２８）年３月に改定した「目黒区一般廃棄物処理基本計画」の目標イメージに基づき、「１人１日当たり約１００ｇのごみ減量」の達成に向けて、ＭＧＲ１００プロジェクトを推進します。 ・資源とごみの分別向上やごみ減量を目指し、区民へ向けたＰＲを継続するとともに、転入者を中心に分かりやすい周知を行っていきます。 ・事業系古紙の回収を継続します。 ・リサイクル着物セールなどを継続して開催します。

トピックス

廃食油とインクカートリッジの回収

目黒区エコプラザでは、家庭から出た植物性廃食油や期限切れの植物性食用油を回収しています。回収した油は、自由が丘の街を走るサンクスネイチャーバスなどの燃料となる新エネルギーＶＤＦ（Vegetable Diesel Fuel：植物性軽油代替燃料）や石けん、肥料などの資源に生まれ変わります。

<回収された廃食油>

また、目黒区エコプラザは、２０１８（平成３０）年２月から「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加しています。この取組は、家庭用インクジェットプリンターの使用済みカートリッジ（「ブラザー」、「キヤノン」、「デル」、「エプソン」、「日本HP」の純正インクカートリッジ）を回収してリサイクルする取組です。回収された使用済みのインクカートリッジは、文房具などにリサイクルされます。

<インクカートリッジ回収箱>

トピックス

清掃・リサイクルの経費

清掃・リサイクル事業の２０１７（平成２９）年度の総支出額は、４２億4,９６１万円でした。その内訳の中で資源回収費には、集団回収への支援も含まれています。また、清掃事業分担金とは、清掃工場の運営や施設整備などの経費として、東京二十三区清掃一部事務組合などへ納めている金額です。

清掃・リサイクル経費の総支出額を目黒区の人口※で割ると、２０１７（平成２９）年度の区民１人当たりの清掃・リサイクル費用は、約１５,４００円となりました。

※人口：住民記録（２０１７（平成２９）年１０月１日現在　外国人を含む。）

<清掃・リサイクル事業の支出額>

項目	２０１６（平成２８）年度		２０１７（平成２９）年度	
資源回収費	１１億5,５４８万円	２８.８%	１１億5,１４５万円	２７.１%
収集運搬費	９億2,８２４万円	２３.２%	１１億4,４９７万円	２６.９%
清掃事業分担金	９億1,２００万円	２２.８%	９億6,５３０万円	２２.７%
職員人件費	９億6,１２１万円	２４.０%	９億3,９５５万円	２２.１%
その他	4,９２３万円	１.２%	4,８３３万円	１.１%
総支出額	４０億６１５万円	１００.０%	４２億4,９６１万円	１００.０%
人口	２７３,５７９人	－	２７６,５６４人	－
区民１人当たりの清掃・リサイクル費用	１４,６００円	－	１５,４００円	－

☆経費などは単位未満を四捨五入して整数で表示しているため、合計が表記のとおりの計算結果と一致しないこともあります。

施策の目標 2-3　ごみの適正処理の推進

施策の進め方

環境への負荷をできるだけ与えず適正にごみ処理がなされるよう、区民、事業者に分別ルールの徹底を働きかけることが重要です。

このため、大規模建築物所有者に対する継続的な指導や不法投棄防止の取組、さらには、水銀等の有害物質を含むごみやその資源化に関する情報提供等を行います。

●事業用大規模建築物の排出指導

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任で適正に処理する必要があります。

区では、事業系廃棄物の減量を推進するため、事業用大規模建築物所有者に対する排出指導を３４回実施しました。

●ごみの分別ルールの徹底

ごみの分別ルールの徹底を図るため、排出ルールが守られないなど課題のある集積所に対して、必要に応じて回収の都度、ごみの適正な排出指導や集積所の改善についての相談を実施しました。

また、不法投棄を予防するために、集積所などに警告ポスターを掲示しました。

●安全・適正なごみの収集と処理

ごみ量は、前年度と比べると０.２％増加しました。

また、これまで以上にごみの適正処理を推進していくために、事業者が自らごみの排出状況を確認して適正処理に取り組むことを目的とした「事業系ごみ適正処理の手引き」を作成し、普及啓発に取り組みます。

<ごみ量の内訳>　（単位：ｔ）

項目	２０１５（平成２７）年度	２０１６（平成２８）年度	２０１７（平成２９）年度	増減量（前年度比）
燃やすごみ	４９,１２４	４８,２６２	４８,３０７	４５
燃やさないごみ	２,３６４	２,１６９	２,１５６	－１３
粗大ごみ	２,３７３	２,２７４	２,３３８	６４
合計	５３,８６１	５２,７０５	５２,８０１	９６

※ 回収量などは単位未満を四捨五入して整数で表示しているため、合計が表記のとおりの計算結果と一致しないこともあります。

<パンフレット>
「事業系ごみ適正処理の手引き」

●水銀含有物の資源化

区は、２０１６（平成２８）年４月から水銀含有物の分別回収を実施しています。

２０１７（平成２９）年度は、１０,７５５kg を回収しました。しかし、燃やさないごみとして水銀含有物が排出されることもあるため、今後も分別回収の周知徹底に取り組みます。

◇２０１８（平成３０）年度に実施する主な施策の内容

- 大規模建築物に対するごみの排出指導を引き続き行います。
- 有料ごみ処理券の印刷・配送・販売体制の効率的な運用を行います。
- 安全かつ適正なごみの収集と処理及び情報提供を行います。
- 区民・事業者と十分に対話しながら集積所の改善指導などを行い、資源とごみの分別の徹底を呼びかけます。
- 「目黒区一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、「快適で誇りのもてる循環型のまち」を実現します。

トピックス

ごみ処理券

家庭から粗大ごみを出すときや事業者がごみを区の収集に出す場合は、有料粗大ごみ処理券または事業系有料ごみ処理券の貼付が必要です。

<有料粗大ごみ処理券>

家庭から粗大ごみを出す場合

粗大ごみを出すときは、ごみの種類によって決められたごみ処理手数料にあわせて区が発行する「有料粗大ごみ処理券」を購入してください。

<事業系有料ごみ処理券>

事業者がごみを区の収集に出す場合

資源とごみの量が１日当たり５０ｋｇ未満の事業者で、自己処理が困難な場合、家庭ごみの収集に支障がない範囲において、有料で区の収集に出すことができますので、区が発行する「事業系有料ごみ処理券」を貼付して出してください。なお、事業活動に伴って出る粗大ごみは、区で収集することはできません。専門業者・廃棄物処理業者へ処理を委託してください。

<事業系有料ごみ処理券の料金表>

種類	枚数	料金
小（１０リットル券）	１セット１０枚	７６０円
中（２０リットル券）		１,５２０円
大（４５リットル券）		３,４２０円
特大（７０リットル券）	１セット５枚	２,６６０円

<有料ごみ処理券取扱所標識>

ごみ処理券の購入

ごみ処理券は、「有料ごみ処理券取扱所」で購入することができます。

WEB　トップページ ＞ くらし・手続き ＞ 自然・環境・ごみ ＞ ごみ・リサイクル ＞ 粗大ごみの出し方 ＞ 有料ごみ（粗大ごみ・事業系ごみ）処理券取扱所一覧